



発行 新潟県

第3号

平成28年1月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 57 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示を一部改正する旨の告示(税務課)
- 58 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 59 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 60 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 61 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 62 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 63 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 64 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 65 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 66 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 67 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 68 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 69 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 70 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 71 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 72 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 73 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 74 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 75 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 76 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 77 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 78 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 79 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 80 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局総務課)

## 監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表(監査委員事務局)

## 告 示

## ◎新潟県告示第57号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示(平成27年12月25日新潟県告示第1547号)の一部を次のように改正し、平成28年1月12日から適用する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
(略)			(略)		
規則第 3 条第 1 項第 6 号	(略)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第 3 条第 1 項第 6 号	(略)	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		
規則第 9 条第 5 項第 6 号	(略)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第 9 条第 5 項第 6 号	(略)	本人交付用税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		(略)			(略)

◎新潟県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を平成27年12月28日認可した。

平成28年 1月12日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成28年 1月12日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可（同意）年月日	根拠条文
阿賀野市 樋口耕一ほか 53 名	山王・新座下	区画整理事業	変更	平成 27 年 12 月 28 日	第 95 条の 2

◎新潟県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成17年12月27日新潟県告示第2287号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大面地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(2)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(3)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(5)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(6)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺西地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(2)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(3)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成18年7月21日新潟県告示第1123号)を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前山地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪山地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(1)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(2)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

矢田(3)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(4)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ山地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(南)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(北)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(2)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(3)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入沢地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	土石流
家ノ前(北)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前(南)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北潟地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面川(2)地区	三条市北潟	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成18年9月19日新潟県告示第1357号)を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳沢川(2)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
柳沢川(3)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
月岡(4)地区	三条市月岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺(2)地区	三条市長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺三地区	三条市長嶺	次の図のとおり	土石流

麻布(4)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(5)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(6)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ナガワ地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
湯の沢地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
麻布地区	三条市東大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐岡沢地区	三条市東大崎	次の図のとおり	土石流
柳沢団地地区	三条市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀沢(2)地区	三条市柳沢	次の図のとおり	土石流
吉田地区	三条市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝の入沢地区	三条市吉田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成18年10月10日新潟県告示第1427号)を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本所地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下保内地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
如法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺団地(2)地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	三条市如法寺	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年2月16日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箆場団地(1)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(1)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(3)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年6月15日新潟県告示第804号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蕨生地区	小千谷市大字蕨生	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第274号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首小川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月1日新潟県告示第205号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
糸崎川地区	佐渡市豊岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月29日新潟県告示第446号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
立間川地区	佐渡市立間	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第899号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新屋川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月16日新潟県告示第307号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片野尾川(1)地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第365号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河内川(3)地区	佐渡市浜河内	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月18日新潟県告示第410号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第275号）の指定を解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首小川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月1日新潟県告示第206号）の指定を解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内



区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
糸崎川地区	佐渡市豊岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第75号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月29日新潟県告示第447号）の指定を解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
立間川地区	佐渡市立間	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第76号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第900号）の指定を解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新屋川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月16日新潟県告示第308号）の指定を解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片野尾川(1)地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第366号）の指定を解除する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

##### 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河内川(3)地区	佐渡市浜河内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年 1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

##### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯ノ沢南部地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ沢北部地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平林(1)地区	村上市平林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯の沢1地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流
湯の沢2地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流
湯の沢(1)地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

##### 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大面地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(2)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(3)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(5)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(6)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺西地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(2)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(3)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪山地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(1)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(2)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(3)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(4)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ山地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(南)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(北)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吉野屋(2)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(3)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入沢地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	土石流
家ノ前(北)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前(南)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北潟地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面川(2)地区	三条市北潟	次の図のとおり	土石流
柳沢川(2)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
柳沢川(3)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
月岡(4)地区	三条市月岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺(2)地区	三条市長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺三地区	三条市長嶺	次の図のとおり	土石流
麻布(4)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(5)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(6)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ナガワ地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
湯の沢地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
麻布地区	三条市東大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐岡沢地区	三条市東大崎	次の図のとおり	土石流
柳沢団地地区	三条市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀沢(2)地区	三条市柳沢	次の図のとおり	土石流
吉田地区	三条市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝の入沢地区	三条市吉田	次の図のとおり	土石流
本所地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下保内地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
如法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺団地(2)地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	三条市如法寺	次の図のとおり	土石流
箆場団地(1)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(1)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(3)地区	三条市箆場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下保内地区	三条市下保内地区	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
遡入地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二俣地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(1)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(2)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(4)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(5)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
郡又川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
畔田川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
茶郷川支溪3地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	土石流
城之入川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
中島沢地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
道見川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
茶郷川支溪5地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	土石流

茶郷川支溪 1 地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
茶郷川支溪 2 地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
二俣地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	地すべり
高畑・茶合地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	地すべり
遡入(1)地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷、四ツ子	次の図のとおり	地すべり
遡入(2)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	地すべり
水口地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤田沢・高畑地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(3)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(4)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(5)地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茶郷川支溪 4 地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
茶郷川支溪 6 地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
前田沢地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
前田沢支溪 1 地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
前田沢支溪 2 地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
東吉谷(1)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
東吉谷(2)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	土石流
水口地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	地すべり
藤田沢地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	地すべり
四ツ子地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(3)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(1)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(2)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

茶郷川支溪7地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	土石流
茶郷川支溪8地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	土石流
四ツ子(2)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	地すべり
四ツ子地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	地すべり
蕨生地区	小千谷市大字蕨生	次の図のとおり	地すべり
蕨生(H25)地区	小千谷市大字蕨生	次の図のとおり	地すべり
土川地区	小千谷市土川2丁目、上ノ山4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川口(H25)地区	長岡市川口牛ヶ島、東川口	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首小川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流
糸崎川地区	佐渡市豊岡	次の図のとおり	土石流
立間川地区	佐渡市立間	次の図のとおり	土石流
馬正免川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流
畝畑川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流
河内川(3)地区	佐渡市浜河内	次の図のとおり	土石流
三川(18)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三川(H25)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	地すべり
三川地区	佐渡市三川	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第80号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯ノ沢南部地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ沢北部地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平林(1)地区	村上市平林	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯の沢1地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流
湯の沢2地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流
湯の沢(1)地区	村上市平林、葛籠山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大面地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(2)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(3)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(5)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(6)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺西地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(2)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(3)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前山地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝(2)地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪山地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



矢田(1)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(2)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(3)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(4)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前坂地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ山地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(南)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入(北)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(2)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉野屋(3)地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堤入沢地区	三条市吉野屋	次の図のとおり	土石流
家ノ前(北)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前(南)地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北潟地区	三条市北潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面川(2)地区	三条市北潟	次の図のとおり	土石流
柳沢川(2)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
柳沢川(3)地区	三条市上野原	次の図のとおり	土石流
月岡(4)地区	三条市月岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺(2)地区	三条市長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺三地区	三条市長嶺	次の図のとおり	土石流
麻布(4)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(5)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻布(6)地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ナガワ地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
湯の沢地区	三条市麻布	次の図のとおり	土石流
麻布地区	三条市東大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐岡沢地区	三条市東大崎	次の図のとおり	土石流
柳沢団地地区	三条市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿弥陀沢(2)地区	三条市柳沢	次の図のとおり	土石流
吉田地区	三条市吉田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝の入沢地区	三条市吉田	次の図のとおり	土石流
本所地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下保内地区	三条市下保内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
如法寺地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺団地(2)地区	三条市如法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中沢地区	三条市如法寺	次の図のとおり	土石流
箒場団地(1)地区	三条市箒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(1)地区	三条市箒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
みはらし団地(3)地区	三条市箒場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝地区	三条市小滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢田(5)地区	三条市矢田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野原地区	三条市上野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月岡地区	三条市月岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月岡(2)地区	三条市月岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長嶺(1)地区	三条市長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金ヶ入地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

東大崎地区	三条市麻布	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢地区	三条市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西ヶ入沢地区	三条市下保内	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
逃入地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二俣地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(1)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(2)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(4)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉谷(5)地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔田川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
城之入川地区	小千谷市大字西吉谷	次の図のとおり	土石流
水口地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤田沢・高畑地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(3)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(4)地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東吉谷(5)地区	小千谷市大字西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(3)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(1)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
四ツ子(2)地区	小千谷市大字四ツ子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首小川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流
糸崎川地区	佐渡市豊岡	次の図のとおり	土石流
立間川地区	佐渡市立間	次の図のとおり	土石流
馬正免川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流
畝畑川地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	土石流
河内川(3)地区	佐渡市浜河内	次の図のとおり	土石流
三川(18)地区	佐渡市三川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤業務支援機器(その1)について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 1月12日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
薬剤業務支援機器(その1) 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成28年 3月31日(木)
- (4) 納入場所  
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 948-0055  
新潟県十日町市高山32番地9  
新潟県立十日町病院経営課  
電話番号 025-757-5566 内線506
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限  
平成28年1月18日(月)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成28年1月20日(水)午後1時30分  
新潟県立十日町病院 3階 講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

## 監査委員公表

### 監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年1月12日

新潟県監査委員 野上信子  
新潟県監査委員 楡井辰雄  
新潟県監査委員 佐藤卓之  
新潟県監査委員 田宮強志

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル3階新潟中央法律事務所内  
新潟市民オンブズマン 代表者 谷 正比呂

## 2 請求の要旨

(1) 新潟県は、平成10年5月21日、協同組合新発田商業開発との間で、新潟県が協同組合新発田商業開発に、中小企業高度化資金11億9,645万2,000円を貸し付ける契約を締結し、これを貸し付けた。

(2) 償還条件は、平成15年9月30日から平成29年9月30日まで、毎年30日限り、各7,977万円を返済するというものであった。

なお、契約書においては、償還期限までに貸付金を返還しない場合、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じて延滞した金額に年10.75パーセントの割合による違約金を支払うことが約されている。

(3) 上記償還条件に従うと、平成21年12月7日時点で、 $7 \times 7,977$ 万円 = 5億5,839万円が返済されているはずである。

ところが、「中小企業高度化資金貸借契約の条件変更について（通知）」によると、平成21年12月7日時点での残高は11億900万円もある。すなわち、5億5,839万円を返済していなければならない間に8,745万2,000円しか返済していない。本来であれば新潟県は協同組合新発田商業開発に対し、残元本に対する違約金の請求権を有しているはずである。

(4) この点、新潟県は、毎年9月に償還条件の変更を行っているため、違約金は発生していないと主張しているが、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発について地方自治法第240条第3項に基づき償還条件を変更することに合理性はない。泉田裕彦（新潟県知事）が、平成17年9月以降平成25年9月まで、毎年9月に償還条件を変更し、履行期限の延長を行ってきたのは違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、新潟県は違約金の請求ができなくなっている。

(5) また、泉田裕彦（新潟県知事）は平成27年度中小企業高度化資金年間返済予定額を変更する契約の締結を行い、新潟県産業労働観光部長はそれを承認している。これにより、変更契約時点から完済まで年10.75パーセントの違約金が発生しなくなった。この償還条件の変更及びその承認は上記(4)のとおり違法であり、泉田裕彦及び新潟県産業労働観光部長は本来であれば発生したはずの違約金分の損害賠償義務を負うが、その請求はされていない。

(6) よって、新潟県が協同組合新発田商業開発との間で締結した中小企業高度化資金貸借契約について、平成27年度年間返済予定額を変更する契約を締結したときから貸金完済に至るまで、変更契約締結の時点での貸金残元本に対する年10.75パーセントの割合による損害賠償金の支払を泉田裕彦（新潟県知事）及び新潟県産業労働観光部長に対して請求するよう勧告することを求める。

## 3 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成27年11月2日をもってこれを受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成27年11月16日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を文書で通知したところ、同月19日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の実施

## 1 監査の対象

新潟県が協同組合新発田商業開発（以下「本件組合」という。）との間で締結した新潟県中小企業高度化資金貸借契約の変更契約（平成27年9月29日締結。以下「本件変更契約」という。）に関する損害賠償金について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

## 2 監査対象機関

産業政策課

## 第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

## 1 事実関係の確認

## (1) 本件変更契約の相手方について

本件組合は、地元の小売業者が組合員となって、中小企業等協同組合法に基づいて、平成8年10月24日

に設立された法人であり、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の承認を受けて整備された商業集積「コモタウン」内において、ショッピングセンター「ピオ21」の運営を行っている。

(2) 新潟県中小企業高度化資金貸付について

ア 県は、本件組合に対し、県の中小企業高度化資金貸付制度により、ピオ21の建設に要する費用として、平成10年5月21日、無利子、償還期限20年、5年据置15年均等償還（平成15年9月30日は7,977万円、平成16年から平成29年まで毎年9月30日に7,976万3,000円ずつの分割払）、延滞違約金年利10.75パーセント、貸付対象建物及び組合所有地に第1順位の抵当権を設定、組合員個人を連帯保証人とする事等を貸付条件として、11億9,645万2,000円を貸し付け（以下「本件貸付け」といい、本件貸付けに基づく貸付金を以下「本件貸付金」という。）、同年7月1日公正証書を作成した。

県の中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業者が組合等を設立し、共同して経営基盤の強化を図るためにショッピングセンター等を建設する事業等の中小企業高度化資金（以下「高度化資金」という。）の対象となる事業を実施するに当たって、土地、建物等の施設の設置に必要な資金の貸付けなどを行うものである。

イ 本件組合は、県の高度化資金の貸付けを受けるため、平成9年11月25日、本件貸付けの貸付申請書を提出した。県は、中小企業事業団（現・独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。））に同月27日付けで本件組合に貸し付けるための資金の借入申請書を提出し、平成10年3月4日、中小企業事業団から県に対する8億760万5,000円の貸付決定（償還期限20年、償還方法5年据置15年均等償還、無利子）を受けた後、同月16日、本件組合に対して11億9,645万2,000円の本件貸付けを決定し、同年5月21日、上記アのとおり貸借契約を締結した。

(3) 本件契約の変更について

本件組合は、オープン直後からの業績不振が続いており、本件貸付金の償還が始まった平成15年当初から、本件契約の約定どおりに当該年度の償還金額の償還ができない状況であった。そこで、本件組合は、県との間で、新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づき、平成15年度から平成26年度までの間、毎年、当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容の変更契約を締結しており、平成22年度及び23年度には当該年度の償還金額を減額して次年度以降の償還金額を加算する内容に加え、最終償還期限を各1年延長する変更契約を締結している。

また、県が中小機構から借り入れている資金（以下「機構借入金」という。）に関しては、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」の償還猶予の規定に基づき貸付条件変更に係る中小機構の承認がなされている。

(4) 本件変更契約について

本件組合は平成27年5月29日に、平成27年度の償還金額1億7,670万円を4,500万円に減額し、翌平成28年度から平成30年度までの償還金額を各2億1,000万円に、平成31年度の償還金額を2億1,700万円に変更する「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」を県に提出した。

県は、専門の見地での経営診断を行うため、公益財団法人にいがた産業創造機構とともに診断班を組み、本件組合の決算報告書などの資料に基づいて本件組合の経営内容や改善の見込みを診断し、担保価値を調査するなどした。

その結果、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利と判断し、県は本件組合との間で平成27年度の償還額を減額する本件変更契約を平成27年9月29日に締結した。また、機構借入金の貸付条件変更については、中小機構から承認されている。

2 監査対象機関の見解

法施行令第171条の6では、債権者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる場合には、普通地方公共団体の長は、債権について、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されており、債権管理について一定の知事の裁量が認められているところ、本件条件変更は、専門的な経営診断の結果に基づき、知事の裁量が認められる範囲内で、適正な意思決定の手続を経て、中小機構の承諾の上で変更契約を行ったものである。

また、新潟県財務規則第166条第1項において「履行期限の特約等をしようとするときは、あらかじめ所掌する部局長の承認を得なければならない。」と規定されていることから、条件変更の決裁区分を部局長としている。

なお、違約金は、契約に基づく償還期限までに償還が行われなかった場合に、その延滞日数に応じて徴

収するものであるが、県と組合は償還期限の前に貸付条件を変更する契約を締結し、組合は変更契約内容に基づき償還期限までに支払を行っている。

したがって、県が知事及び産業労働観光部長に不法行為ないし債務不履行として損害賠償を請求する権利は発生していない。

### 3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し次のとおり判断する。

請求人は、本件貸付金について、償還条件を毎年履行できない協同組合新発田商業開発の償還条件を法第240条第3項に基づき変更することに合理性はなく、違法であり債務不履行ないし不法行為に該当し、その結果、違約金の請求ができなくなったため、知事及び新潟県産業労働観光部長には損害賠償義務が発生しているにもかかわらず、新潟県が当該損害賠償金請求権を行使していないことが法第242条第1項規定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

請求人の主張する損害賠償義務の発生及びその請求を怠る事実の有無は、本件変更契約が適法になされているか否かに係るものである。

債権管理に関して、法第240条第3項においては、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨規定され、また、法施行令第171条の6第1項においては、普通地方公共団体の長は、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなどの場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる旨規定されている。これらの規定の趣旨は、知事に貸付条件の変更等の債権管理について一定の裁量権を認めたものと解される。

これを本件についてみると、本件変更契約は新潟県中小企業高度化資金等助成規則第14条に基づいて行われたものであり、また、公益財団法人いがた産業創造機構とともに行った専門的な見地からの経営診断に基づき、変更前の高度化資金約定償還額は多額で本件組合の財源確保は困難であり、本件組合の事業継続を図り業績回復を待つなかで貸付金の回収を図る方が徴収上有利であるとの判断のもとに行われたものである。併せて、その変更に伴う機構借入金に係る中小機構の貸付条件変更承認もなされている。

これらのことから、本件変更契約を行ったことが法令で認められた知事の裁量権を逸脱し、又は濫用したものとはいえず、本件変更契約は適法なものと認められる。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。